

令和3年6月吉日

各チーム代表者各位

市原市サッカー協会第4種委員会  
委員長 石井 昭夫

緊急事態宣言発出及びまん延防止重点措置地域の適用時における活動について  
(第3版)

令和3年6月21日付で、市原市においてまん延防止重点措置地域の適用とされました。つきましては、下記の通りの措置と致しますのでご了承ください。

記

1. まん延防止重点措置地域の適用とされたため、選手の体調管理を十分に行い、選手のコンディション維持等のための活動する場合は以下に示すように、感染症対策は万全を期した上で実施すること。
2. 期間はまん延防止重点措置地域の適用中とすること。

【関係する事項】

- ・感染リスクの高い活動は避ける。
- ・個人練習を中心に基礎体力の向上、個人のスキルアップを目的とした活動とする。
- ・練習時間を通常活動より短縮する。
- ・選手の参加については保護者の理解を得ること。

【その他】

・当委員会令和3年6月発行の「新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」(第3版)を新たに適用します。万一、チーム関係者及び活動場所に感染者が発生した場合等については引き続き当該通知の内容が適用されます。

問い合わせ先

市原市サッカー協会第4種委員会 事務局 菅原 孝弘  
(TEL) 090-5788-3049 (E-Mail) tak-1124dn2@docomo.ne.jp